

地方財政の安定的運営に関する意見書

地方は、これまで事務事業の見直しや職員削減など国を上回る徹底した行財政改革を行ってきたところであるが、地方交付税の大幅削減や社会保障関係費の増嵩等により地方財政の安定性は大きく揺るぎ、来年度も地方税の減収により、財源不足額の拡大が見込まれている。

こうした中、8月30日に実施された衆議院議員総選挙の結果、地方財政に関する仕組みをはじめ国の主要政策について大きな転換が予想されているが、これにより予算編成スケジュールが遅れることとなれば、地方においても平成22年度当初予算の編成作業や執行に大きな影響が生じる懸念がある。

また、国の平成21年度補正予算については、一部執行停止が議論されているが、仮に、地方向けの予算が執行停止される事態となれば、地方の景気・雇用はもとより、福祉・教育など住民生活に多大な影響を与えるだけでなく、国と地方の信頼関係が損なわれることにもなる。

よって、国会及び政府におかれては、平成22年度当初予算の編成及び平成21年度補正予算に関して、次の事項に十分配慮されるよう強く要望する。

1 国の平成22年度当初予算編成について

- (1) 地方団体の予算編成及び執行に影響を及ぼさないよう年内編成・年度内成立を行うとともに、地方財源及び地方向け歳出の枠組みを早期に示すこと。
- (2) 地方交付税等地方財源の総額を確保するとともに、地方交付税の財源調整・保障機能は堅持すること。

2 国の平成21年度補正予算について

地方向けの基金・交付金等について、地方団体の混乱を招くことのないよう、予算の見直しに際しては、最大限に配慮されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月6日

山梨県甲斐市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理大臣・国家戦略大臣、
総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、行政刷新大臣